

公売公告兼見積価格公告					
下呂市告示第177号					
令和7年7月4日					
下呂市長 山内 登 印					
下記のとおり、差押財産の公売をしますので、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第95条及び同法第99条により公告します。					
公売財産・公売保証金・見積価格	売却区分	公売財産		公売保証金	見積価格 (最低公売価格)
		名称、性質、所在、地上権等の内容等	数量		
				円	円
		別紙のとおり			
		(注) 上記売却区分ごとに公売します。入札書は売却区分ごとに別紙としてください。 見積価格欄に※印のあるものは、その見積価格が該当物件にも貼り付けてあります。			
公 売 の 方 法		期 間 入 札			
公売の日時	入札・せり売	令和7年8月5日午後1時00分から 令和7年8月12日午後1時00分まで			
	開 札	令和7年8月12日午後2時00分			
公 売 の 場 所		インターネット上のサイト（K S I 官公庁オークション）			
売却決定の日時及び場所		令和7年8月22日午前10時00分	場所	下呂市役所税務課	
代 金 納 付 期 限		令和7年9月2日午後2時30分			
買受人の資格その他の要件		「下呂市インターネット公売ガイドライン」のとおり			
配当を受けることができる権利を有する者の権利の内容の申立てについて		この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権その他その財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する方は、売却決定の日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を申し立てて下さい。			
そ の 他		1 見積価額に達した入札等がなかった場合には、直ちに再度入札又は再度せり売を実施することがあります。			
		2 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は、買受人の負担となります。			
		3 取得した公売財産には、固定資産税及び不動産取得税が課税されます。			
		4			
		5			